

第12回新城南部企業団地産廃対策会議 次第

平成27年11月27日（金）19:30～
富岡ふるさと会館 1階 集会室

1. 産業廃棄物処分業許可の経緯について
(愛知県資源循環推進課から説明)

2. 今後の予定について

新城南部企業団地産廃対策会議要綱

(目的)

第1条 新城南部企業団地における産業廃棄物中間処理発酵施設（以下「産廃施設」という。）の操業による周辺地域の環境への影響等の課題（以下「課題」という。）に関し、八名地区の住民（以下「地域住民」という。）が情報を共有し、市民、事業者及び行政が一体となった環境保全の取り組みを図ることにより、地域の環境汚染を未然に防止するため、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(組織・任期・報償等)

第2条 対策会議は、委員25人以内で組織し、委員は、新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に準じた関係地域から選出された者及び八名こども園、八名小学校、八名中学校に通う児童の保護者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の報償は、支給しない。ただし、費用弁償は支払うことができる。

(関係地域)

第3条 関係地域は、条例施行規則第8条の規定に準じて、産廃施設から概ね半径1キロメートルの範囲にある行政区及びそれに隣接する行政区とする。

(会議の運営)

第4条 対策会議は、市長の要請により委員を招集し、その会議の取り回しは、環境部長が行う。

2 必要があると認めるときは、対策会議に市職員、市議会議員及びその他の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の任務)

第5条 会議は、次に掲げる任務に当たるものとする。

(1) 課題に関する委員の意見を聴き、整理すること。

(2) 課題の解決策を検討し、協議すること。

(3) 対策会議において収集した情報及び検討した事項を八名区長会の行政区を通じて地域住民に報告すること。

(4) 条例第9条第1項に準じた説明会の開催及び条例第14条第1項に準じた環境保全協定の締結に向けて産廃施設設置事業者から意見を聴くこと。

(5) 上記の他、対策会議の目的を達成するための任務。

(会議の公開)

第6条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(庶務)

第7条 本会の庶務は、新城市環境部環境課において処理する。

附 則

1. この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

2. 対策会議は、第1条の目的が達せられたと委員の過半数が認められたときまでとする。

3. 対策会議の委員の初年度の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

附 則（平成26年12月18日）

1. 環境部長が不在の場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、環境部職員が行う。

新城南部企業団地産廃対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴定員は定めない。ただし、会場の収容人員を超える場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場の指定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 会議を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、環境部長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第7条 環境部長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、新城南部企業団地産廃対策会議において別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則 (平成26年12月18日)

環境部長が不在の場合は、環境部長から権限を委任された者に読み替えるものとする。

(有) タナカ興業の産業廃棄物処分業許可申請について

1 許可申請の概要

- ・申請者：(有) タナカ興業 代表取締役 田中安彦
- ・本社所在地：豊橋市大岩町字北山 6 番地の 911
- ・施設設置場所：新城市黒田字坪 2 番 1
- ・事業範囲：中間処分（発酵）
- ・許可品目：汚泥、木くず、動植物性残さ
- ・処理能力：127m³/日

2 産業廃棄物処分業許可の基準について

都道府県知事は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 10 項の各号に適合していると認めるときでなければ産業廃棄物処分業の許可をしてはならない。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 10 項

- 一 事業の用に供する施設及び申請者の能力が事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請者が欠格条項（暴力団関係者、過去 5 年間に禁錮以上の刑を受けた者等）に該当しないこと。

○ 産業廃棄物処分業の許可の基準（抄）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条の 5）

- 一 処分を業として行う場合（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）

イ 施設に係る基準

- (1) 汚泥の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

((2) ~ (5) 略)

- (6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

- (7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

3 審査結果

平成 26 年 3 月 26 日付けで (有) タナカ興業から提出された産業廃棄物処分業の許可申請書については、悪臭対策や処理能力を始め、産業廃棄物の処分に適する施設であるかどうかなど、許可基準に基づき、厳正かつ慎重に審査した結果、いずれの基準にも適合しており、許可することが妥当と判断し、平成 27 年 11 月 5 日付けで「許可」をした。